

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会医療法人 中央会では、女性が働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

【現在、実施している項目】

ワークライフバランスの充実

- ① 24時間院内保育所の運営
- ② 育児休業後の時間外労働・深夜業の制限
- ③ 短時間勤務制度
- ④ 子どもの看護のための休暇承認（突発時の休暇承認）

【女性活躍推進対策として上記以外に実施する項目】

計画期間：令和6（2024）年4月1日～令和11（2029）年3月31日

計画・目標

【目標1】

キャリア形成のため、外部研修などに積極的に参加させ、管理・リーダー職への登用を図る。
また院内研修においてもスキルアップのため、積極的に受講させる。

【目標2】

産休・育休取得者の復帰率アップに伴い、職場に復帰する際は、女性職員本人だけでなく、その職場のフォローも必要なため、人事も関わり、上司および職場スタッフの不安を解消する。